あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子

八王子市みどりの基本計画

【中間改定版】
（概要版）

～ 自然とまちと人を結ぶ「みどりの環境調和都市」～

令和７年（2025 年）３月

八　王　子　市

1 計画の基本的事項

（1）「みどりの基本計画」とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区の保全」などの事項を総合的かつ計画的に実施するための、緑とオープンスペースに関する総合計画です。

「八王子市みどりの基本計画」は、上記事項を踏まえて八王子市が策定する計画で、みどりに関する各種施策を総合的・体系的に取りまとめています。この計画に基づき、市内のみどりの保全、緑化の推進及び都市公園の整備や管理などを図ることで、みどりを活かした豊かなまちづくりの推進を目的としています。

（2）本計画の“みどり”とは

本計画での「みどり」は、樹木や草花のほか、樹林地、草地、公園、農地、水辺地などとそれらが一体となって構成されている『自然的空間』と定義します。

（3）計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

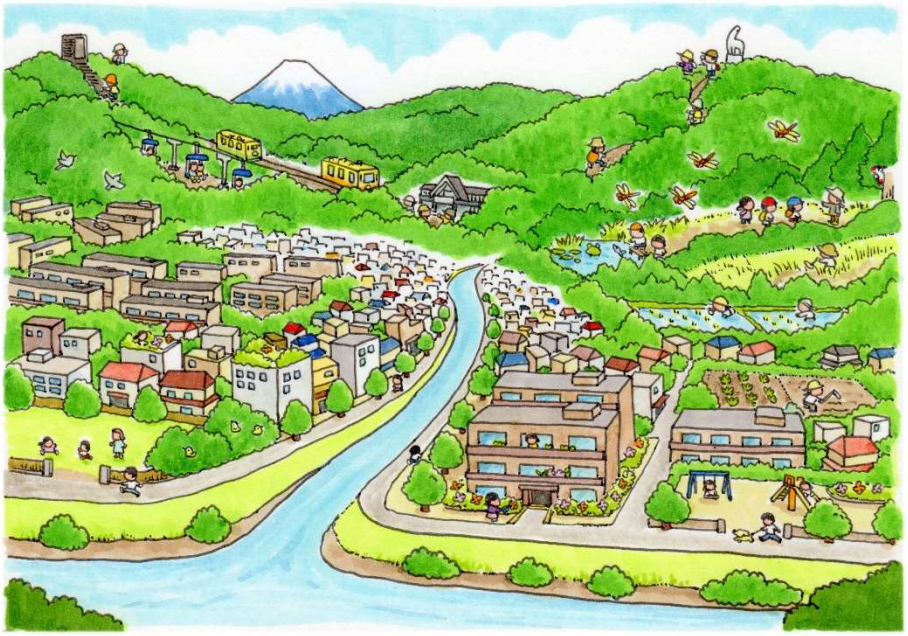

図. みどりのイメージ

（4）みどりの機能

みどりは大気の浄化や二酸化炭素の吸収など、それ自体が持つ直接的な機能に加え、社会生活と深い関わり合いの中で形成される間接的な機能など、多面的で複合的な機能を多く有しています。

これらの機能は私たちの生活や生きものが生存するための基盤となるだけでなく、生活の質（QOL）の向上や都市の魅力を高めるなど、まちづくりにも欠かせない要素です。

本計画では、多種多様なみどりの機能を大きく右図の６つに整理しました。

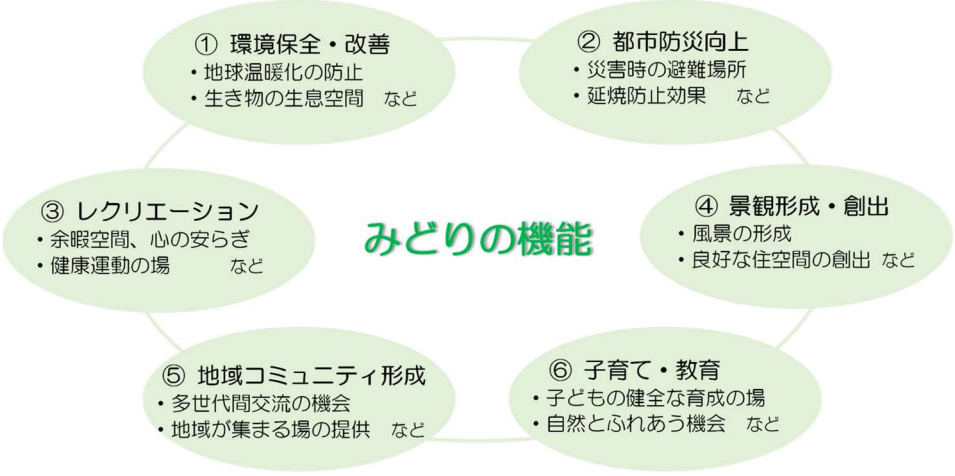

図. みどりの６つの機能

2 中間改定の考え方

今までの取組とみどりの現状

〇みどりを一定量確保

・法や条例により確保した緑地面積→約 179ha、・設置済みの公園数→940 か所

〇民有地のみどり

・生産緑地地区の減少、空き地の増加・樹林地の管理不足

〇多様な主体によるみどりの活動を推進

・みどりに関わるすそ野の拡大、人材の育成・活用、活動主体間のネットワークづくりに課題

市の上位計画

〇第３次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略策定（令和６年３月）

〇第３次都市計画マスタープラン策定（令和７年１月）

社会情勢

・人口減少、少子高齢化社会の進行
・ライフスタイル、価値観の多様化
・災害、気候変動、生物多様性保全などの問題

国の方向性

・生物多様性に配慮したエリアの拡大
・グリーンインフラによる持続可能な都市づくり
・民間の取組によるみどりの確保

市民意識

・みどりの確保や生物多様性の保全のため公園・街路樹の適正管理に高い需要
・体験を重視したみどりとの関わりに需要　など

計画改定の基本的な考え方

みどりとみどりに関わる活動を「地域の資産」と捉え、みどりと調和したまちを目指す

・計画全般にわたり、これまでの取組により保全・創出されたみどりを維持し、さらに向上させるため活用の取組を推進します。活用にあたっては、今後市にとって重要な課題の解決や市民の豊かな暮らしに、みどりが貢献できるような施策を展開します。

・改定前の計画における「基本理念」「基本方針」はそのままに、市の上位計画の改定、国等の施策の展開などを反映しつつ、基本方針ごとに以下の視点を重視しました。
▶基本方針Ⅰ「みどりの質の向上」・・・中間改定の視点①「生物多様性の保全」
▶基本方針Ⅱ「みどりの量の確保」・・・中間改定の視点②「民有地のみどりの保全」
▶基本方針Ⅲ「みどりを守るパートナーづくり」・・・中間改定の視点③「担い手の確保」

・日本遺産や多様な公園など本市の特色あるみどりの利活用を図り、まちのイメージ向上を図ります。

・みどりが有する多様な機能を活用し、地域課題の解決に貢献するグリーンインフラの取組を推進します。

・限られた財源での効率的な活用や保全を進めるため、様々な手法の検討や実施を目指します。

・これら取組を人口動態やみどりの特徴など、地域の特性に応じて推進します。

3 基本計画

（1）基本理念

みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する

（2）みどりの将来像

自然とまちと人を結ぶ『みどりの環境調和都市』

みどりの将来像

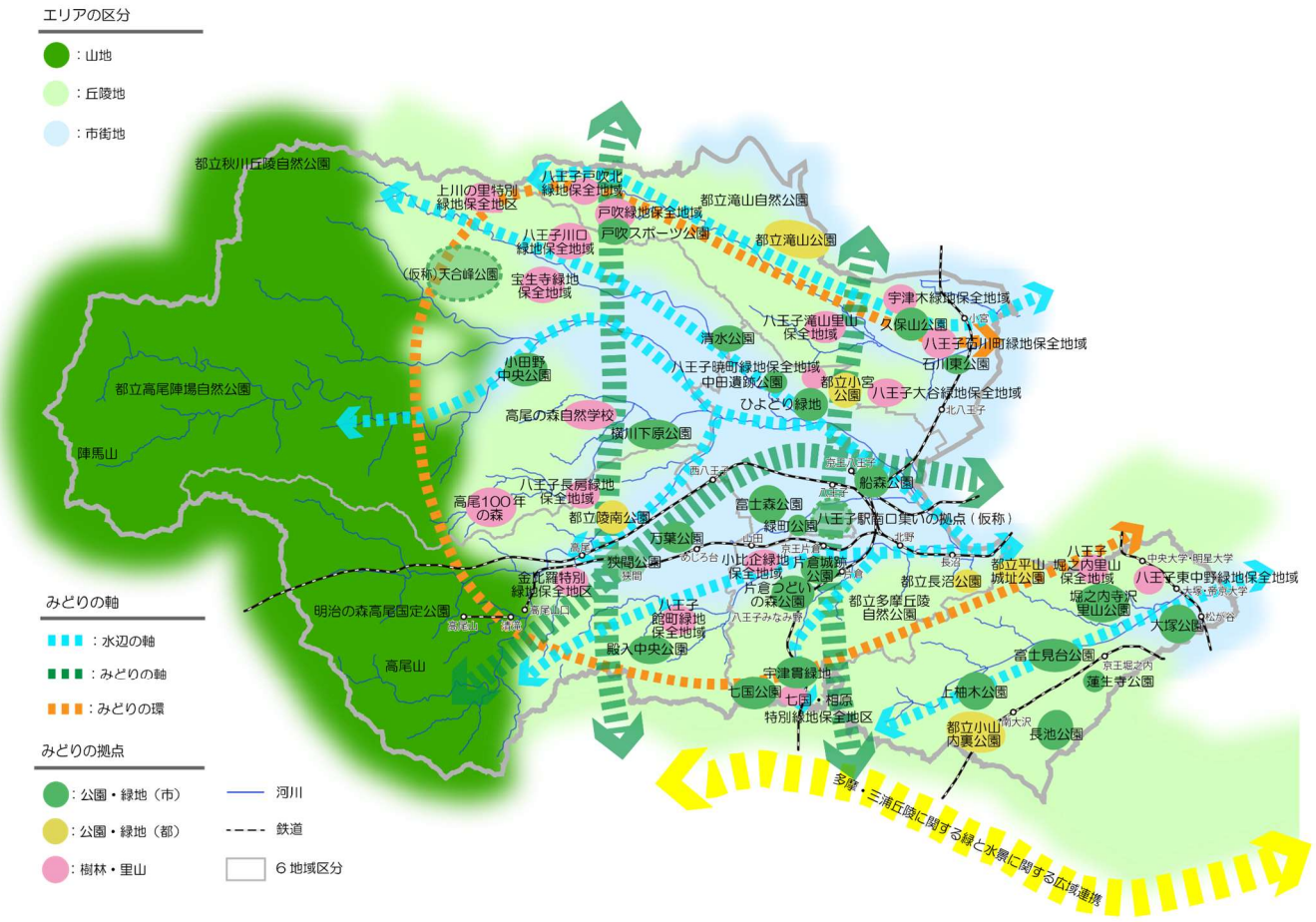

※みどりの創出や保全は長期的な取組みによって実現可能となるため、計画期間にとらわれず長期的な視点から将来像を示しています。

図. みどりの将来像図

望まれる市民の姿

○ 多様な世代がみどりとふれあい、新たな交流や余暇活動が生まれています。
○ みどりが多くの市民の手によって支えられています。

（3）基本方針

基本理念や将来像を踏まえ、次の基本方針に沿って、みどりの活用・創出・保全などに関する施策を展開していきます。

質の向上

基本方針Ⅰ　みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり

市民の豊かな暮らしや社会的課題に対応するため、みどりの活用や創出を図ります。活用や創出にあたっては、みどりの機能を通じて、まちの魅力向上や安全で快適な暮らしの実現などに貢献するグリーンインフラの取組を推進します。また、多彩なみどりの機能を発揮させることによって、みどりの価値を高めていきます。

量の確保

基本方針Ⅱ　みどりの確保による豊かな自然環境との共生

本市特有の豊かなみどりを将来に継承するため、減少しつつあるみどりの保全を図ります。

特に、みどりのネットワークとして地理的に重要なみどりや多くの機能が発揮できるみどりは、拠点として重点的な保全を推進します。これらの取組により、みどりと調和したまちを目指します。

パートナーづくり

基本方針Ⅲ　幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承

みどりの価値を高め、みどりと調和したまちの形成を推進するため、幅広い主体と一体となって、みどりの活用や保全、管理を図ります。そのために人材の育成やさらなる連携強化に取り組みます。また、子どもがみどりにふれあい、楽しみながらみどりの大切さを知る機会を創出します。

（4）計画の目標

本計画では、様々なみどりの活用による環境調和都市の実現を目指しています。このことから、多様な機能を発揮するみどりの量的な維持を図るため、計画全体にかかる目標を次のとおり設定しています。

① みどりの総量
⇒維持する

（判断指標）
緑被率：59.3%（2024 年）、みどり率：65.9%（2023 年）
保全の対象としたみどりの面積：1,079.4ha（2023 年）

② 市民一人あたりの都市公園面積
⇒12.5m^2/人以上

市民一人あたりの都市公園面積
＝ 都市公園（市立・都立公園）面積÷人口

（5）施策の体系

本計画の施策体系は、３つの基本方針、10 の施策方針、26 の施策展開で構成しています。

※施策の展開の頁番号は本編の頁番号を示す。

基本方針	施策方針	施策の展開	
Ⅰ みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり	1. みどりを活かした都市の価値向上	① **まちのシンボルとなる新たな集いの拠点づくり ◎**	P.43
		② 地域の魅力を高める公園・緑地の質の向上	P.45
		③ 地域の特徴を活かしたみどりの保全と活用	P47
	2. みどりによる快適性の向上	① **みどりによる魅せる空間づくり ◎**	P.48
		② まちなかの目に見えるみどりの創出	P.50
	3. みどりによる安心安全なまちの形成	① 都市防災に資するみどりの活用	P.51
		② みどりの管理水準の維持向上	P.51
	4. 生物多様性に配慮したみどりの管理	① 地域における生物多様性の増進	P.53
		② 生きものとの適切な関係の構築	P.54
Ⅱ みどりの確保による豊かな自然環境との共生	1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用	① **上川の里特別緑地保全地区の保全と活用 ◎**	P.55
		② 多様な里山環境の維持と活用	P.57
	2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全	① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持	P.58
		② 拠点となる樹林地の保全	P.59
		③ 高尾・陣場地域の保全推進	P.59
	3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出	① 民有樹林地の保全	P.60
		② 農地の保全	P.61
		③ 水辺地の保全	P.62
		④ まちづくりを通したみどりの維持・創出	P.62
Ⅲ 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承	1. みどりと人を未来へつなぐ取組の推進	① **子どもにみどりの価値を継承する取組の推進 ◎**	P.63
		② みどりの活動を通じたコミュニティの形成	P.65
	2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進	① 多様な主体がみどりと関わる機会の創出	P.66
		② みどりを支える人材の育成とネットワークづくり	P.66
		③ みどりの情報発信・普及啓発と基金の活用	P.67
	3. みどりを育む連携の強化	① 市民との連携推進	P.68
		② 広域・近隣自治体との連携促進	P.69
		③ 事業者・教育機関との連携促進	P.70

◎：リーディング・プロジェクト（重点施策）

（6）リーディング・プロジェクト

みどりの将来像である「自然とまちと人を結ぶ『みどりの環境調和都市』」実現のため、本計画を先導し、重点的に取り組むべき施策を「リーディング・プロジェクト」として設定しています。

まちのシンボルとなる新たな集いの拠点づくり

みどりが少なく、人口が集中している中央地域では、災害時の一時的な避難や支援活動などに活用できるまとまりのあるみどりが必要です。さらに、今後の社会情勢を鑑みると、地域コミュニティの更なる活性化やＱＯＬの向上、サードプレイスの提供などに寄与する場も必要となります。

このプロジェクトでは、八王子医療刑務所跡地を活用して「学び」、「交流」、「防災」の３つの機能を備えた市民のサードプレイスとなる公園を整備します。

みどりによる魅せる空間づくり

全国都市緑化はちおうじフェアでは、多くの市民との連携による花壇づくりが行われ、現在も様々な場所で市民ボランティアによる花壇づくりが継続的に行われています。これら市民協働の取組が今後も継続的な活動となり、全市的に活動の輪が広がるように、人材を育成・支援していく必要があります。

このプロジェクトでは、市民へのガーデニング講座による人材育成や、地域のモデルとなる花壇への支援を実施し、まちなかの景観形成や地域コミュニティの醸成を目指します。

上川の里特別緑地保全地区の保全と活用

上川の里は、良好な里山環境が残る都内でも有数の場所です。この環境は景観要素のほか、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場など重要な機能が多く備わっています。

このプロジェクトでは、里山の多様な機能を将来に継承しながら、保全と活用の場としてのモデルとするため、地域住民やＮＰＯとの協働により維持管理していくとともに、環境教育や事業者によるＣＳＲ・ＣＳＶ活動による自然環境の保全と活用を図ります。

子どもにみどりの価値を継承する取組の推進

本市の豊かなみどりを将来に継承するためには、次世代を担う子どもたちがみどりの大切さを知り、親しみを持ってもらうことが重要です。

このプロジェクトでは、持続可能な社会の構築に向けて、本市の多様なみどりを活用した環境教育・環境学習の実施や事業者、ＮＰＯなどと連携した環境教育・環境学習の充実化などにより、子どもがみどりにふれ、学ぶ機会を創出します。

4 地域別の方針

市域を６つに区分し、それぞれの地域の特徴などから地域別の方針をまとめました。

中央地域

主な方針
- 富士森公園など拠点となる公園の整備や有効活用の促進
- 八王子駅南口集いの拠点の整備
- 浅川を活用した子どもの交流事業の促進

富士森公園

北部地域

主な方針
- 久保山公園など拠点となる公園の整備や有効活用の促進
- 滝山里山保全地域の保全・活用
- ひよどり山地区のまとまりのある農地の保全

久保山公園

西部地域

主な方針
- 小田野中央公園など拠点となる公園の整備や有効活用の促進
- 上川の里の保全と活用の推進
- みどりを活用した地域コミュニティの醸成

上川の里特別緑地保全地区

西南部地域

主な方針
- 殿入中央公園など拠点となる公園の整備や有効活用の促進
- 「高尾・陣場ビジョン」に基づく、国定公園、自然公園の保全と活用の推進

高尾山

東南部地域

主な方針
- 片倉つどいの森公園など拠点となる公園の整備や有効活用の促進
- 小比企周辺のまとまりのある農地の保全

片倉城跡公園

東部地域

主な方針
- 長池公園など拠点となる公園の整備や有効活用の促進
- 広域自治体間連携による多摩丘陵の保全と活用
- 里山の保全と活用の推進

長池公園

5 計画の進行管理

本計画の取組については、行政と市民・ＮＰＯ・事業者・教育機関など、多様な主体との連携や協力により推進するものとします。計画の目標達成状況や取組の進捗状況の進行管理にあたっては、ＰＤＣＡサイクルによる適切な運用を行います。取組の進行状況の確認については、環境分野の最上位計画である八王子市環境基本計画及び八王子市環境審議会において、年度ごとに行います。

八王子市みどりの基本計画【中間改定版】（概要版）
令和７年（2025 年）３月
発行　八王子市
編集　環境保全課
〒192-8501 東京都八王子市元本郷町 3-24-1
Tel　：042-620-7268
Fax　：042-626-4416
E-mail：b111100@city.hachioji.tokyo.jp

本冊子は再生紙を使用しています。